

■用語解説

1. 安定ヨウ素剤

放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。

2. 甲状腺

前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。

3. スクリーニング

原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。

4. 環境放射線モニタリング

原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリングがある。

5. モニタリングポスト

放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。（据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）

6. 放射性物質拡散予測計算システム

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム。大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又は発生のおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するために使用される。

7. 環境放射線テレメータシステム

発電所周辺地域における環境放射線と気象をモニタリングポスト等により自動で観測・解析し、その変動を24時間連続で監視しているシステムのこと。

8. 情報収集事態

原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合のこと。

9. 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

10. 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

11. 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。

12. 原子力緊急事態宣言

原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき内閣総理大臣により行われる以下の公示のこと。(1) 原子力緊急事態が発生した旨 (2) 緊急事態応急対策を実施すべき区域 (3) 原子力緊急事態の概要 (4) 緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者などに対して周知させるべき事項

13. 原子力規制委員会

環境省の外局として設置される機関。同委員会は国家行政組織法第3条第2項に基づいて設置される三条委員会と呼ばれる行政委員会で、内閣からの独立性は高い。委員長及び委員4人をもって組織される。

14. 緊急事態応急対策拠点施設（対策拠点施設）

原災法第12条において設置が義務づけられている施設の名称で、原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる（柏崎刈羽原子力防災センター（オフサイトセンター）は柏崎地域振興局となりに位置する）。

15. 現地事故対策連絡会議

原子力施設から原災法第10条に基づく通報があった場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。対策拠点施設に常駐する原子力防災専

門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などが参加する。内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出後は、会議の役割は原子力災害合同対策協議会全体会議に移行する。

16. 原子力災害合同対策協議会（合対協）

原災法第23条において規定される組織の名称で、原子力緊急事態宣言が発出された際に、対策拠点施設において、国、都道府県、市町村などの関係者により組織される。合対協は、全体会議等を通じて屋内退避、避難等の防護対策を円滑に実施するための関係者間の協議・調整の場となる。

17. 予防的防護措置準備区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

急速に進展する事態を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域。原災指針では、原子力施設からおおむね半径 5km を PAZ の範囲の目安としている。

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、PAZ を「即時避難区域」と定義づけている。

18. 緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

国際基準に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）、等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。原災指針では、原子力施設からおおむね半径 30km を UPZ の範囲の目安としている。

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、UPZ を「避難準備区域」と定義づけている。

19. 放射線量監視地域（UPZ外）

PAZ、UPZ（削除）に含まれない新潟県内全域のことである。新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）により定義づけられている。

20. プルーム

気体状あるいは粒子状の含んだ空気の一団。放射性物質が漏れると、これが大気とともに雲のように流れる状態で移動する場合があります、この放射性物質を含んだ大気を「放射性プルーム」という。

2 1. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

事故発生後の原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施などを判断するため、「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3段階に区分した緊急時活動レベルのこと。

2 2. 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

放射性物質の放出後、迅速に防護措置を実施するため、緊急時環境放射線モニタリングの測定値等の原則観測可能な指標に基づき、防護措置導入の実施を判断する運用上の介入レベルのこと。

2 3. 要配慮者

災害時に自力で避難できない、家族などの支援が得られない等、災害時に援護が必要な人を対象者として定めている。具体的な対象は以下に挙げる者とする。

- ① 傷病者
- ② 入院患者
- ③ 高齢者
- ④ 障がい者
- ⑤ 外国人
- ⑥ 乳幼児
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 上記以外で要配慮者として市長が認める人

2 4. 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」より）。

2 5. 避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

2 6. 避難経由所

広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設。

十日町市地域防災計画

(原子力災害対策編)

平成30年11月発行

発行：十日町市防災会議

事務局：十日町市総務部防災安全課

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

電話 025-757-3197